

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨

災害対応検証報告書作成業務

公募型プロポーザル実施要領

令和7年2月

輪島市

1 目的

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における災害検証を行い、住民及び行政機関の防災力の向上と防災対策の推進に資することを目的に実施するものである。

本業務を委託するにあたり幅広く企画提案を募集し、最も適切な受託者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨災害対応検証報告書作成業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 提案限度額

①22,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

②上記金額は契約金額の限度を示すものであり、当市がこの金額で契約することを約束するものではない。

(5) 入札保証金 免除

(6) 契約保証金 契約金額の1/10以上

(7) 前払金の有無 無

(8) 部分払の有無 1回

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者でなければならない。

(1) 輪島市競争入札参加資格者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 石川県内に事業所（営業所でも可）を有する法人等であること。

- (3) 本要領に定める条件に対応できる能力があること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (7) 法人又は個人事業主及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人・団体でないこと。
- (9) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。
- (10) 過去 5 年間（2020 年度～2024 年度）に日本国内市町村発注の同種業務の履行実績を有するものとし、業務着手時にその実績が証明できる資料を発注者に提出し、承認を得るものとする。なお、同種業務とは下記の通りとする。
- ①地域防災計画修正業務の履行実績
- ②業務継続計画または受援計画策定もしくは修正業務の履行実績

4 日程

実施要領等の公表	令和 7 年 2 月 5 日（水）
参加表明書等の提出	令和 7 年 2 月 21 日（金）午後 5 時 00 分まで
第 1 次審査結果通知	令和 7 年 2 月 26 日（水）
質問受付期間	令和 7 年 2 月 27 日（木）午前 9 時 00 分から 令和 7 年 3 月 4 日（火）午後 5 時 00 分まで
質問回答日	令和 7 年 3 月 7 日（金）
企画提案書等の提出	令和 7 年 3 月 18 日（火）午後 5 時 00 分まで
第 2 次審査	令和 7 年 3 月 25 日（火）予定
第 2 次審査結果通知	令和 7 年 3 月 28 日（金）予定

契約締結	令和7年3月31日（月）以降
事業報告書提出	令和8年3月31日（火）まで

5 参加表明書の作成要領

（1）参加表明に必要なとなる書類※全て原本を1部提出すること。

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②業務実績書（様式第2号）
- ③業務実施体制（様式第3号）
- ④実施体制図等（様式第4号）
- ⑤参加辞退届（様式第7号）※「参加表明書」提出後、参加を辞退する場合に提出

（2）参加表明書等の提出

- ①提出期限：令和7年2月21日（金）午後5時00分まで（必着）
- ②提出方法：担当部署まで持参又は郵送
- ③持参による提出の受付時間は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時00分までとする。

6 質問書の受付及び回答

（1）受付期間

令和7年2月27日（木）午前9時00分から
令和7年3月4日（火）午後5時00分まで（必着）

（2）提出方法

別紙の質問書（様式第5号）により、電子メールにて提出すること。なお、メール送信後に担当部署まで電話連絡すること。

（3）回答日 令和7年3月7日（金）

（4）回答方法

市ホームページに掲載します。

※事業実施上、必要と認められるものについてのみ回答し、意見の表明と解されるものについては回答いたしません。

7 企画提案書等の作成要領

（1）企画提案に必要なとなる書類

提出書類	様式	提出部数
企画提案書等	(1)企画提案書提出届（様式第6号）	原本1部

	(2) 企画提案書（任意様式） ・ A4 サイズで 15 ページ以内（ページを付す） ・ 評価基準に示す「2 企画提案内容②～⑦までの評価項目について作成すること。」	副本 5 部 ※いずれも クリップ留 め
	(3) 業務スケジュール（任意様式）	
	(4) 参考見積書及び見積額内訳明細書（任意様式） ※押印のあるものとし、仕様書の業務内容に沿って項目ごとに内訳・明細を記載すること。	

（2）企画提案書等の提出

- ①提出期限：令和 7 年 3 月 1 8 日（火）午後 5 時 00 分まで（必着）
- ②提出方法：担当部署まで持参又は郵送
- ③持参による提出の受付時間は、「本要領 5.（2）③」と同じとする。

8 審査方法

（1）評価

評価は、第 1 次審査と第 2 次審査に区分して評価する。第 1 次審査と第 2 次審査の合計点数が最も高かった企画提案書の提出者を委託契約の優先交渉権者として決定する。

なお、本プロポーザルへの参加者が 1 者のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準（審査基準の配点合計の 6 割以上）に達しない場合は、委託契約の優先交渉権者として選定しない。

※選定されなかった者からの非選定理由及びこれに関する一切の事項についての質問、説明要求、意見等は受け付けない。

（2）第 1 次審査（参加資格審査：書類審査）

提出された書類により参加資格を審査し、上位 3 位までの者を第 2 次審査対象者として選定する。審査結果は、採点内容等は通知せず、結果についてのみを令和 7 年 2 月 2 6 日（水）までに参加表明書に記載のあった電子メールアドレスあてに第 1 次審査結果通知書により通知する。

（3）第 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査）

企画提案書についてのプレゼンテーションを下記のとおり実施する。

- ①実施予定日：令和 7 年 3 月 2 5 日（火）予定
- ②プレゼンテーションの内容
 - (ア) プレゼンテーションの時間は 1 者あたり説明 20 分、質疑 10 分を目安とする。
 - (イ) プレゼンテーションに使用するパソコンは、提案者が準備すること。
 - (ウ) HDMI ケーブルと大型モニターの準備は、当市が行う。

(エ)当日の追加資料の配布等は禁止する。

(オ)会場への入室は1者当たり3名以内とする。

(カ)その他詳細は、令和7年3月18日(火)に参加表明書に記載のあった電子メールアドレスへ参加者あてに通知する。

9 審査基準及び配点

本プロポーザルの評価は、別表に定める審査基準を使用して実施する。

10 第2次審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。

※採点内容等については通知せず、結果のみを通知する。

11 契約の締結

第2次審査結果通知後、当市と委託契約の優先交渉権者は契約締結に向けた協議を開始する。

原則として、企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更または削除を行う場合がある。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結する。ただし、優先交渉権者との協議が調わない場合は、審査会で次点となった提案者を委託契約候補者として協議を行う。

12 企画提案書の無効(失格事項)

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき。

(2) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(3) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

(4) 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

(5) 参考見積の金額(税込み税率10%)が提案限度額を超過したとき。

(6) 契約締結までの期間に「本要領3」に定める参加資格を有しなくなったとき。

13 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は一切認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提出書類は、委託契約候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。

(5) 公募型プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

(6) 委託業務の全部若しくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に係る再委託について、あらかじめ当市の承諾を得た場合はこの限りではない。

14 担当部署（提出先）

輪島市 総務部 防災対策課 担当 竹原
〒928-8525 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
TEL 0768-23-1157
FAX 0768-22-9220
E-mail bousai@city.wajima.lg.jp

(別表)「審査基準」

1 評価項目等

評価区分、評価項目及び着眼点、配点は、次のとおりとする。

評価区分	評価項目及び着眼点	配点
1 執行体制 (30点)	①業務実績※1 ・本業務を適切に行う業務実績を有しているか (本業務の配置予定技術者の実績を優位に評価する)	10点
	②実施体制 ・提案内容を遂行できる体制が整っているか	10点
	③配置予定技術者が有する資格※2及び実績 ・業務を遂行するための人員が確保されているか	10点
2 企画提案内容 (70点)	①プレゼンテーションのクオリティ ・簡潔で分かりやすく、説得力のある説明であるか ・企画提案書が全体的に見やすく整理されているか	10点
	②事業への理解度及び当市の地域特性や地域課題の把握 ・当市の現状を十分把握しているか	10点
	③基礎情報の資料収集整理、コンテンツ整理 ・各種調査、検証に有効な資料が網羅されているか	10点
	④各種検証調査 ・各種検証調査の方針、検証調査内容は、事業の目的・趣旨に合致したものとなっているか	10点
	⑤業務工程及び検証委員会開催支援 ・作業スケジュールは実現可能なものになっているか ・委員会の効果的な運営を図ることができるか	10点
	⑥検証報告書等の成果、とりまとめ ・当市のイメージする方向性と一致しているか ・利活用しやすい成果、とりまとめとなっているか	10点
	⑦施策及び指標の検討、重点施策の検討 ・当市の実情や課題などを的確に把握し、それを十分に考慮した、今後の防災施策に反映できる提案となっているか。	10点
合 計		100点

※1 業務実績は参加資格にある過去5年間(2020年度～2024年度)に地方公共団体が発注する「地域防災計画修正業務」「業務継続計画策定もしくは修正業務」「受援計画策定もしくは修正業務」の受注実績を審査の対象とする(参加表明に関する書類の業務実績書に記載された実績を審査対象とする)。

※2 評価する資格は、仕様書第6条に示す技術士（建設部門／河川、砂防及び海洋・海岸部門、または都市計画及び地方計画）、RCCM（河川、砂防及び海洋・海岸部門 または 都市及び地方計画）、空間情報総括監理技術者等の専門分野の資格、その他業務遂行に際し有益と認められる資格とする。

2 評価基準

評価基準は、次のとおりとする。

評価	評価内容	採点
S	特に優れている	配点×1.00
A	優れている	配点×0.75(小数点以下切上げ)
B	普通（通常想定される程度）	配点×0.50(小数点以下切上げ)
C	やや不十分	配点×0.25(小数点以下切上げ)
D	不十分	配点×0